

千葉県福祉ふれあいプラザ利用料金減免基準

指定管理者は、災害その他特別の理由があると認められるときは、利用の承認を受けた者について、当該利用料金の全部又は一部を免除することができる。なお、この場合において、利用料金の減免を受けようとする者は、減免申請書に必要な書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

上記の基準は、県の承認を受けた日から施行する。

【基準該当例】

災害等の発生により、施設は利用可能な状態であるが、利用者が施設利用することが不可能と考えられる場合。（災害等による大規模な交通遮断の発生等。）